

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県スポーツ振興推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、公益財団法人高知県スポーツ協会(以下「補助事業者」という。)がスポーツ振興推進のために行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の事業区分、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請手続)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとし、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 県税の滞納がない旨を証する書面

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県スポーツ振興推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、公益財団法人高知県スポーツ協会(以下「補助事業者」という。)がスポーツ振興推進のために行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の事業区分、補助対象経費及び補助等は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとし、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 県税の滞納がない旨を証する書面

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

<p>(補助金の交付の決定の通知)</p> <p>第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした<u>もの</u>が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>第6条～第12条 略</p> <p>(<u>県内発注</u>)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「<u>公共調達による地消地産推進戦略</u>」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした<u>者</u>が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>第6条～第12条 略</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第4項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
---	---

高知県スポーツ振興推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

別表第1 (第3条、第7条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率
1 (1) 競技スポーツ選手育成強化事業	①国民スポーツ大会(特別国民体育大会を含む。以下同じ。)やインターハイ等の各種全国大会等に向けた競技力の向上及び高校生、中学生等の育成強化に必要な経費(事業実施主体は各競技団体とする。) ②補助事業の実施に当たり必要な事務局経費	定額
(2) 指導者養成事業	指導者の資質向上及び育成に必要な経費	
(3) 高知県スポーツ少年団育成事業	組織の充実及び活動の活性化を図るために必要な経費	
2 国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会及び四国ブロック大会の派遣等に係る必要な経費	定額
3 四国ブロック大会開催事業	四国ブロック大会の開催に係る必要な経費	定額
4 総合型地域スポーツクラブ活性化事業(総合型地域スポーツクラブの質的な本実に向けた取組)	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び登録認証制度に係る必要な経費	定額
5 運営費補助事業	補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費(臨時職員に係るものを除く。)	定額

【事業区分ごとの配分の変更について】

- 1から5までの事業区分相互間における流用は原則認めない。ただし、2又は3までの経費に不足が生じた場合において、当該不足額を1の不用額からの流用によって補填する場合は、この限りでない。この場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。
- 1の(1)から(3)までの事業区分において経費の配分を変更する場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。ただし、流用に係るいずれの事業区分においても20パーセントを超えない範囲の変更については、軽微な変更とし、変更申請を要しないものとする。

【補助対象経費の詳細について】

- 別表第1の1のとおり

別表第2 (第5条、第6条、第7条関係) 略

別表第1 (第3条、第7条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率
1 (1) 競技スポーツ選手育成強化事業	①国民スポーツ大会(特別国民体育大会を含む。以下同じ。)やインターハイ等の各種全国大会等に向けた競技力の向上及び高校生、中学生等の育成強化に必要な経費(事業実施主体は各競技団体とする。) ②補助事業の実施に当たり必要な事務局経費	定額
(2) 指導者養成事業	指導者の資質向上及び育成に必要な経費	定額
(3) 高知県スポーツ少年団育成事業	組織の充実及び活動の活性化を図るために必要な経費	定額
2 国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会及び四国ブロック大会の派遣等に係る経費	定額
3 運営費補助事業	補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費(臨時職員に係るものを除く。)	定額

【事業区分ごとの配分の変更について】

- 1から3までの事業区分相互間における流用は原則認めない。ただし、2又は3の経費に不足が生じた場合において、当該不足額を1の不用額からの流用によって補填する場合は、この限りでない。この場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。
- 1の(1)から(3)までの事業区分において経費の配分を変更する場合には、事前に変更申請を行い、知事の承認を受けること。ただし、流用に係るいずれの事業区分においても20パーセントを超えない範囲の変更については、軽微な変更とし、変更申請を要しないものとする。

【補助対象経費の詳細について】

- 別表第1の1のとおり

別表第2 (第5条、第6条、第7条関係) 略

事業区分		補助対象経費
1-(1) 競技スポーツ選手 育成強化事業	国民スポーツ大会対策強化	国スポ正式競技(40競技)における基本的な強化に必要な経費
	全高知チーム強化	国スポ入賞や日本代表選手の輩出が特に期待される競技に対して、特別強化コーチ派遣、遠征強化、SSCサポートチームの活用など「全高知チーム」に対する重点強化に必要な経費
	普及・育成支援事業 (ジュニア・女性強化)	競技団体のジュニア層の普及・育成、女子選手のレベルアップや強豪校の招聘をおこない競技力向上につなげるために必要となる経費
	アドバイザー招聘事業	高度な技術・戦術・トレーニング方法の指導に加え、組織マネジメントやネットワーク構築、情報の活用など、総合的な指導助言を得るために優秀なコーチを招聘するために必要となる経費
	特別強化選手支援事業	優秀な競技成績を収めている選手を特別強化選手に指定し、日本代表選手等を目指して、さらなるレベルアップを図る取り組みに必要な経費
	事務局経費	補助事業の実施に当たり必要な事務局経費
1-(2) 指導者養成事業	公認指導者資格養成事業	県内指導者の公認資格者の増加を図るため、県内で公認資格の「共通Ⅰ」の資格取得できる講習会開催のために必要な経費
	指導者研修会開催事業	県内指導者の資質向上を図るため、講師を招いたフォーラム等の開催に必要な経費
1-(3) 高知県スポーツ少年団 育成事業	総合交流大会開催事業	スポーツ少年団総合交流大会の開催に必要な経費
	指導者育成事業	公認スタートコーチ養成のための講習会や、資質向上のための各研修会に派遣するために必要な経費
	リーダー育成事業	スポーツ少年団の次世代を担う若者の資質向上を図るため、研修会等の開催や派遣に必要な経費
	日独スポーツ少年団同時交流事業	日独両国のスポーツ少年団の優れた青少年及び指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高める活動に係る経費
2 国民スポーツ大会 派遣事業	国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会及び四国ブロック大会に参加する大会役員、競技団体(監督、トレーナー、選手)、帯同ドクターに係る経費
3 <b>四国ブロック大会 開催事業</b>	<b>四国ブロック大会開催事業</b>	<b>四国ブロック大会の開催に係る必要な経費(事務局運営費・競技団体運営費)</b>
4 <b>総合型地域スポー ツクラブ活性化事業</b>	<b>総合型地域スポーツクラブ活性化事業</b>	<b>総合型地域スポーツクラブ連絡協議会及び登録認証制度に係る必要な経費</b>
5 運営費補助事業	運営費補助事業	補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費(臨時職員に係るものを除く)

補助対象経費	内訳	事業区分							
		1-(1) 競技スポーツ選手 育成強化事業	1-(2) 指導者養成事業	1-(3) 高知県スポーツ 少年団育成事業	2 国民スポーツ 大会派遣事業	3 四国ブロック大会 開催事業	4 総合型地域 スポーツクラブ 活性化事業	5 運営費補助事業	
共済費	雇用保険、健康保険、厚生年金、児童手当拠出金、労災保険料	○	×	×	×	×	×	○	
賃金	給与等	○	×	×	×	×	×	○	
報酬	報酬	○	×	×	×	×	×	○	
職員手当等	賞与	○	×	×	×	×	×	○	
報償費	競技団体関係指導者・外部指導者・ドクター・トレーナー・ <b>審判員・審査委員</b> 等	○	○	○	○	○	○	×	
旅費	(交通費) JR、私鉄、航空機、バス、船舶等の公共交通機関	○	○	○	○	○	○	×	
	(宿泊費) ホテル等宿泊営業施設、合宿所、公民館等	○	○	○	○	○	○	×	
需用費	<b>消耗品費(競技用消耗品含む)</b>	○	○	○	○	○	○	×	
	燃料費(自家用車等)	○	○	○	○	○	○	×	
	修繕費	○	○	○	○	○	×	×	
	印刷製本費	○	○	○	○	○	○	×	
	飼育料(競技用馬匹)	○	○	○	○	×	×	×	
	食糧費	×	×	×	×	×	×	×	
役務費	通信運搬費	○	○	○	○	○	○	×	
	振込手数料	○	○	○	○	○	○	×	
	保険料(スポーツ保険等)	○	○	○	○	○	×	×	
委託料	動画配信事業委託、運営・審判委託等	○	×	○	×	○	×	×	
使用料 及び賃借料	会場・器具借り上げ料	○	○	○	○	○	○	×	
	バス、レンタカー、タクシー借り上げ料	○	○	○	○	○	×	×	
	有料道路通行料、駐車場代	○	○	○	○	○	○	×	
	高知県スポーツ科学センター利用料	○	○	○	○	×	×	×	
備品購入費		○	×	×	×	×	×	×	
負担金補助 及び交付金	大会参加料	○	×	○	○	×	×	×	
	研修会等参加料	○	×	○	○	○	×	×	
	<b>総合型クラブ全国協議会登録費</b>	×	×	×	×	×	○	×	

事業区分		補助対象経費
1-(1) 競技スポーツ選手育成 強化事業	国民スポーツ大会対策強化	国スポ正式競技(40競技)における基本的な強化に必要な経費
	全高知チーム強化	国スポ入賞や日本代表選手の輩出が特に期待される競技に対して、特別強化コーチ派遣、遠征強化、SSCサポートチームの活用など「全高知チーム」に対する重点強化に必要な経費
	普及・育成支援事業 (ジュニア・女性強化)	競技団体のジュニア層の普及・育成、女子選手のレベルアップや強豪校の招聘をおこない競技力向上につなげるために必要となる経費
	アドバイザー招聘事業	高度な技術・戦術・トレーニング方法の指導に加え、組織マネジメントやネットワーク構築、情報の活用など、総合的な指導助言を得るために優秀なコーチを招聘するために必要となる経費
	特別強化選手支援事業	優秀な競技成績を収めている選手を特別強化選手に指定し、日本代表選手等を目指して、さらなるレベルアップを図る取り組みに必要な経費
	事務局経費	補助事業の実施に当たり必要な事務局経費
1-(2) 指導者養成事業	公認指導者資格養成事業	県内指導者の公認資格者の増加を図るため、県内で公認資格の「共通1」の資格取得できる講習会開催のために必要な経費
	指導者研修会開催事業	県内指導者の資質向上を図るため、講師を招いたフォーラム等の開催に必要な経費
1-(3) 高知県スポーツ少年団 育成事業	総合交流大会開催事業	スポーツ少年団総合交流大会の開催に必要な経費
	指導者育成事業	公認スタートコーチ養成のための講習会や、資質向上のための各研修会に派遣するために必要な経費
	リーダー育成事業	スポーツ少年団の次世代を担う若者の資質向上を図るため、研修会等の開催や派遣に必要な経費
	日独スポーツ少年団同時交流事業	日独両国のスポーツ少年団の優れた青少年及び指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高める活動に係る経費
2 国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会派遣事業	国民スポーツ大会及び四国ブロック大会に参加する大会役員、競技団体(監督、トレーナー、選手)、帯同ドクターに係る経費
3 運営費補助事業	運営費補助事業	補助事業者の安定した運営を図るために必要となる経費(臨時職員に係るものを除く)

補助対象経費	内訳	事業区分				
		1-(1) 競技スポーツ選手育成強化事業	1-(2) 指導者養成事業	1-(3) 高知県スポーツ少年団育成事業	2 国民スポーツ大会派遣事業	3 運営費補助事業
共済費	雇用保険、健康保険、厚生年金、児童手当拠出金、労災保険料	○	×	×	×	○
賃金	給与等	○	×	×	×	○
報酬	報酬	○	×	×	×	○
職員手当等	賞与	○	×	×	×	○
報償費	競技団体関係指導者・外部指導者・ドクター・トレーナー等	○	○	○	○	×
旅費	交通費 JR、私鉄、航空機、バス、船舶等の公共交通機関	○	○	○	○	×
	宿泊費 ホテル等宿泊営業施設、合宿所、公民館等	○	○	○	○	×
需用費	<b>競技用消耗品</b>					
	燃料費(自家用車等)	○	○	○	○	×
	修繕費	○	○	○	○	×
	印刷製本費	○	○	○	○	×
	飼育料(競技用馬匹)	○	○	○	○	×
	食糧費	×	×	×	×	×
役務費	通信運搬費	○	○	○	○	×
	振込手数料	○	○	○	○	×
	保険料(スポーツ保険等)	○	○	○	○	×
委託料	動画配信事業委託、運営・審判委託 等	○	×	○	×	×
使用料及び賃借料	会場・器具借り上げ料	○	○	○	○	×
	バス、レンタカー、タクシー借り上げ料	○	○	○	○	×
	有料道路通行料、駐車場代	○	○	○	○	×
	高知県スポーツ科学センター利用料	○	○	○	○	×
備品購入費		○	×	×	×	×
負担金補助及び交付金	大会参加料	○	×	○	○	×
	研修会等参加料	○	×	○	○	×